

軽自動車税減免の申請について

身体障害者手帳等を所持している方で一定の要件に該当し、期限までに軽自動車税の減免申請をされた方の軽自動車税を減免します。

■対象となる障害の程度

(1) 身体障がい者の方（身体障害者手帳）

区 分	減免の対象となる範囲											
	身体障がい者の方が自ら運転する場合						身体障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	●	●	●	●			●	●	●	●		
聴覚障がい		●	●					●	●			
平衡機能障がい			●						●			
音声機能障がい			●									
上肢不自由	●	●					●	●				
下肢不自由	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
体幹不自由	●	●	●		●		●	●	●			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	●	●				●	●				
	移動機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能障がい	●		●	●			●		●	●		
肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	●	●	●	●			●	●	●	●		

(2) 知的障がい者の方

区 分	減免の対象となる範囲	
	知的障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	
療育手帳	A（重度）	

■減免が受けられる軽自動車の範囲

次に掲げる軽自動車等で、身体障害者等の方1人につき1台、車検証に「自家用」と記載されているもの。

- ・身体障害者の方が所有する軽自動車等で、当該身体障害者が運転するもの
- ・身体障害者の方または同一世帯の方が所有し、その世帯のどなたかが、障害者の方の通院、通学、通所等のために運転するもの
- ・身体障害者の方または同一世帯の方が所有し、常時介護する方が障害者の方の通院、通学、通所等のために運転するもの
- ・軽自動車等の構造が、身体障害者等が利用するために改造されたもの

※上記の「同一世帯」とは、原則として住民票の住所が同じ場合をいいます。

※身体障害者等の方のために運転する方の場合、「家族運転証明書」または「常時介護証明書」が必要になります。

※普通車の減免を受ける場合は、県南県税事務所（0248-23-1512）にお問い合わせください。なお、普通車で減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることができません。

■提出書類等

◎初めて申請される方

- ・軽自動車税減免申請書（役場税務課にあります）
- ・運転する方の免許証のコピー
- ・身体障害者手帳等のコピー
- ・車検証のコピー
- ・印鑑
- ・障害者以外の方が運転する場合、「家族運転証明書」または「常時介護証明書」

◎前年度に減免を受けた方

- ・「減免を受けた軽自動車等の現況報告書」を2月末までに提出して下さい（前年度に減免を受けている方には、1月末までに書類を郵送します）

■提出期限

軽自動車税納期限前日まで

■お問い合わせ

税務課 課税徴収係 TEL 0247-33-2118